

- ・ 本県では、平成 30 年 3 月「高知県運動部活動ガイドライン」、平成 31 年 2 月「高知県文化部活動ガイドライン」を定めて、適切な休養日の設定や活動時間の上限等について遵守するよう運用してきた。運用後、5 年を経過し、県内では合同チームでの活動も多くなり、新たな課題も見え始めた。
- ・ また、令和 4 年 12 月にスポーツ庁、文化庁が示した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、中学校の部活動の地域連携・地域移行について示され、その中には、地域クラブや拠点校部活動など、生徒にとって望ましい部活動が展開されるよう、新たな取組も示された。
- ・ これらのことにより、本県の現状や課題などを踏まえ、これまでの運動部活動と文化部活動のガイドラインを統合し、県内の学校部活動の指針となるよう、今回、改訂するものである。

I 学校部活動

○校長は、年間活動計画、毎月の活動計画・実績から休養日等が適切に実施できているか把握し、学校設置者に報告するとともに、改善が必要な場合は指導する。

○休養日、活動時間

【休養日】：週当たり 2 日以上休養日の設定（平日 1 日、休日 1 日）

【活動時間】：平日 2 時間程度、休日 3 時間程度、週 11 時間程度（朝練習含む）

活動時間は、移動を含まない実際に活動した時間

※できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う

○合同チーム（拠点校部活動）での活動（平日に遠方の学校と練習を行うことが困難な場合）

・ 土日両日を活動し、平日 2 日以上休養日を設定することが可能。ただし、以下の要件を満たす場合に限る。

- 活動時間は週 11 時間程度とする。
- 同じ顧問が土日とも指導することがないように、部活動指導員や別の顧問が指導する体制を整える。
- 大会前等の期間(1 ヶ月半程度)を限定とし、大会後の休養期間の設定や参加する大会等の精査を行う。
- 生徒、教員ともに負担とならないよう配慮すること。

○熱中症事故の防止

・ 暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。その際、活動の中止や延期、見直し等柔軟に対応するよう検討する。また、生徒への健康管理を徹底する。

II 学校部活動の地域連携

○拠点校部活動

・ 生徒の希望する部活動が学校にないなどの場合には、拠点校部活動を導入するなど、生徒の活動機会の確保を図る。

○部活動指導員

・ 教員の負担軽減のために、顧問に代わり単独で指導、大会引率ができる部活動指導員を配置し、顧問が部活動指導を希望しない場合など、休日等の指導に従事しない体制を構築する。

III 新たな地域クラブ活動

○国の部活動の地域移行実証事業を行っている市町村を中心に取組の整理、対応策等の検討

- ・ 地域クラブ活動とは、学校部活動から移行した活動(狭義)だけでなく、学校以外で地域が担う活動
- ・ 各市町村の方向性を示することが重要
- ・ 指導者の確保及び資質向上、財源の確保・支援、適切な休養日等の設定等についての課題への対応
- ・ 今後、国から示されるガイドラインの見直しとともに、県としても支援策等の検討

IV 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

- ・ 令和 5 年 3 月 22 日付け 4 高保体第 999 号「高知県における学校部活動の地域連携・地域移行について（通知）」の内容について

V 大会等の在り方の見直し

○大会等の在り方

- ・ 部活動や地域クラブで活動する生徒がいることから、生徒にとって公平、公正な参加機会の確保
- ・ 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
- ・ 生徒や大会引率者の負担にならないよう大会回数の精選、参加する大会等の精査をする。

【※大会等への参加は、『平成 14 年 4 月「高知県児童・生徒の運動競技の基準」の廃止に伴う新たな児童・生徒の運動競技の取扱いについて』に基づき校長が精査する】

高知県部活動ガイドラインのポイント

I 学校部活動

1 適切な運営のための体制整備 (1) 学校部活動に関する方針の策定等【P3】

追加

キ 市町村教育委員会は、所管する学校において部活動の休養日及び活動時間等についての遵守状況を県教育委員会に報告する(10月、翌年度4月)。県教育委員会は、県内の公立学校の遵守状況等を把握し、施策等に反映する。

3 適切な休養日等の設定【P6、P7】

追加

ア 合同チームについては、平日に遠方の学校と練習を行うことが困難な場合には、土日の両日に活動し、平日に2日以上以上の休養日を設定することが可能。ただし、以下の要件を満たす場合に限る。

- ・活動時間は週11時間程度とする。
- ・同じ顧問が土日とも指導することがないように、部活動指導員や別の顧問が指導する体制を整える。
- ・大会前等の期間(1ヶ月半程度)を限定とし、大会後の休養期間の設定や参加する大会等の精査を行う。
- ・生徒、教員ともに負担とならないよう配慮すること。

なお、拠点校部活動にて、遠方の学校との練習となる場合は同様とすることができる。

追加

キ 校長及び顧問は、部活動における熱中症事故の防止の観点から、気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数、日本スポーツ協会の熱中症予防運動指針等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。その際、活動の中止や延期、見直し等柔軟に対応するよう検討する。また、生徒への健康観察をしっかりと行い、活動前、活動中、終了後には、こまめな水分・塩分補給と適切な休憩を取らせるなど、健康管理を徹底する。

II 学校部活動の地域連携【P9】

★『II 学校部活動の地域連携』を新たに追加

- 1 拠点校部活動…趣旨、考え方、県中体連大会への参加申請等について
- 2 部活動指導員…効率的な研修の実施、今後の運用について

新

III 新たな地域クラブ活動【P12】

★『III 新たな地域クラブ活動』を新たに追加

- 1 地域クラブ(地域移行)の考え方
- 2 地域移行に向けて各市町村の方向性及び課題等について…指導者の確保、適切な休養日の設定等

新

IV 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備【P14】

★『IV 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備』を新たに追加

- 1 国の動向について
- 2 高知県の現状について
- 3 部活動地域移行に関するアンケート調査結果について
- 4 国の方針に基づいた高知県の今後の取組について

新

V 大会等の在り方の見直し【P27】

追加

- ・部活動顧問や地域クラブ指導者、生徒にとって過度の負担とならないよう、大会の開催回数の精選や参加する大会等の精査を行う必要がある。
- ・合同チームでの大会等の引率においては、各学校の顧問がそれぞれ引率するのではなく、合同チームの責任者が引率するなど、各学校の顧問の負担が軽減されるよう、大会等の規定の見直しなどの検討を行う。

参考資料1 「学校部活動・地域連携・地域移行の関係(イメージ図)」

参考資料2 「部活動の活動報告等に関するフロー図」

【資料①】「部活動に係る活動方針」

【資料②】「年間活動計画及び活動実績」

【資料③】「毎月の活動計画及び活動実績」

【資料④】「県立学校部活動の実施状況(報告様式)」

【資料⑤】「部活動の活動時間等について(市町村教育委員会回答様式)」

参考資料3 「高知県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針(令和3年2月)」

参考資料4 「高知県中学校〔春季・総体・秋季・新人(冬季)〕大会に関わる拠点校部活動参加規定(案)」

参考資料5 「高知県運動部活動指導員配置事業の配置に係る基礎研修について」

参考資料6 「高知県における地域スポーツ団体等の中体連主催大会参加規程」の改定について(案)

参考資料7 「部活動の地域移行に伴う課題対応等について(案)」

参考資料8 「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について(手引き)」

「兼職等認定申請書(第9号様式(第16条関係))」